

改めて自治基本条例の必要性と役割について考えよう

サマーミーティングでは、様々な「活かしたいよいところ」、「解決したいこと」の意見が出されました。今後は、これらを踏まえて、どのようにまちづくりを行い、自治基本条例に何を定めるべきか考えていくこととなります。そこで、第5回策定委員会（5/22）の松下啓一先生のお話を改めて思い起こしながら自治基本条例の必要性と役割を再確認します。

【なぜ自治基本条例が必要なのか】

背景

①社会の変容

独居・夫婦だけ・夫婦と子どもだけの世帯が増加すると共に高齢化が進行する中で、介護や子育てなど、家族だけで解決が難しい課題が増大してきています。

②地域力の低下

自分たちの地域への無関心、自治会加入率の低下、地域連帯感の希薄化など、地域力の低下が進んできています。

③行政の限界

地方分権の進展により自己決定・自己責任による行政運営が求められている中、行政職員は増加せず、人口減少や少子高齢化により財政は更に厳しい状況になると考えられます。また、行政の力だけでは解決できない地域課題は増大してきています。



市民・議会・行政が総合力で行う古賀市づくりへ

多様な主体がまちづくりに主体的に関っていく必要性が増大



そのため、「共通認識・ルール」＝「自治基本条例」が必要

【目標】

- より市民のための議会・行政を実現する。
- 市民自身が力を出せるようなしくみとする。

【自治基本条例の役割】

- 自分たちのまちの自治（まちづくり）のあり方・進め方を明確にし、市民・議会・行政で共有する。
- まちづくりの担い手(市民・議会・行政)の役割と責務を明確にする。
- 目指す姿を実現するために必要なこと（ルールや仕組み）を示す。

【押さえておきたいポイント】

- 自治基本条例は、様々な地域課題にそのまま対応するものではなく、根っこにある共通のものから動かし、間接的に役立つものである。
- 「古賀みらいサマーミーティング」は、古賀市の自治基本条例そのものの実践・体現である。